

1 推進の背景

平成19年 「障害者の権利に関する条約」政府署名
特別支援教育開始
平成23年 障害者基本法改正
平成24年 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」
(中央教育審議会)
平成25年 障害者差別解消推進法公布(施行:平成28年)
学校教育法施行令改正

《ポイント》

インクルーシブ教育の要請。

障害の有無にかかわらず共に学ぶことの追求。

就学時の保護者意見の尊重。

差別的取り扱いの禁止、合理的配慮等の地方公共団体への義務付け。

2 特別支援教育のあり方検討委員会の設置

(1) 目的等

国の動きや区の特別支援教育推進の現状等を踏まえ、今後の区における特別支援教育推進のあり方を検討する。区立小・中学校長、学級担任、心理専門職、教育政策部長等により構成し、学識経験者の助言を受ける。

(2) 検討経緯

平成25年6月 文教常任委員会(検討会設置の報告)
7月 第1回検討会(8月までに4回開催)

(3) 検討課題

インクルーシブ教育システムへの対応を視野に、指導・施設面での学校支援のあり方、就学相談のあり方、交流及び共同学習の推進、特別支援学級の整備、教職員の専門性向上、指導の質の向上(教材、ICT等)等。

(4) 優先して対応すべき課題

学校の実状等を踏まえると、要配慮児童・生徒が在籍する通常学級への支援に優先的に取り組む必要がある。

《理由》

情緒障害学級に通う児童・生徒が増えているが、情緒障害学級は原則週1日の通級であり、その他の日は通常学級で学習・生活をしている。コミュニケーション困難、身辺自立困難、LD(学習障害)による学習困難等の課題のある児童・生徒を通常学級で指導・支援する必要がある。

インクルーシブ教育システムにより、障害のある児童・生徒の通常学級での対応を、現状よりも求められることが想定される。

3 通常学級に在籍している要配慮児童・生徒数の現状

区分	各種制度・障害種別等	対象者数
発達障害	非常勤講師(個別教科指導)	792人
	通級指導(情緒障害)	423人
	学校支援員(通常補完・行事補完・水泳等)	175人
	小計	1,390人
発達障害以外の障害	知的(就学相談で特別支援学級所見)	141人
	肢体不自由(就学相談で特別支援学級所見)	8人
	病弱(人的支援を受けている児童・生徒のみ)	8人
	弱視	12人
	難聴	23人
	言語障害	144人
小計	336人	

1 ~ の制度を重複利用している児童・生徒もいるため、延べ人数で表記している。

知的・肢体不自由については、就学相談を受けずに通常学級に在籍している児童・生徒が上記以外にも多数いる。

4 通常学級への支援の現状

体制	役割、配置基準	平成24年度の状況
学級担任 【都採用】	小1・2、中1は35人、 他は40人で1学級。	小: 1,084学級 中: 332学級
学校支援員 【区非常勤職員】	学習、行事、水泳、移動教室の安全配慮等。	学校支援員定数: 26人 配置希望: 延865件 配置実績: 延669件 (通常補完: 週1回程度)
非常勤講師 【区非常勤職員】	学習指導(取り出し授業)	配置希望: 32,116時間 配置実績: 24,056時間 (各小中学校週8時間程度)
付添介助員 【報償費対応】	宿泊行事での介助。	配置希望: 延69人 配置実績: 延54人
支援要員 【区臨時職員】	学校支援員の不足分の補完(移動介助など)	10,759時間 (小: 27校、中: 3校)
学生ボランティア	安全配慮のための見守り等。	延36人、474回

平成24~25年度実施計画事業。

《課題》

学校の要望に対し、十分な対応ができていない。制度ごとに教育委員会への手続きが必要で、活用方法も学校の裁量度が少ない。

5 通常学級支援の新たな取り組み

(1) (仮称)学校包括支援員(非常勤職員)の設置

《制度のポイント》

現行の学校支援員と付添介助員とを整理統合し、通常学級を包括的に支援する制度とする。

要配慮児童・生徒の安全配慮と学習支援を行う。

学校配置を原則とし、学校裁量による活用を可能にする。非常勤講師廃止を視野に入れ、予算の比重を新制度に移し、各校1人の割合で措置することを当面の目標とする。

《今後の通常学級支援の方向性》

【現状】

学校支援員

非常勤講師

付添介助員

支援要員

学生ボランティア

【将来イメージ】

(仮称)学校包括支援員

支援要員

学生ボランティア



(2) 年次計画(調整中)

年度	学校支援員(現行制度)	非常勤講師		予算概算 (前年度比)
		小学校	中学校	
25	26人 (小中: 週約1日)	6月配置 週8時間		146百万
26	29人 1 (小中: 週約1日)	4月配置 週6時間		160百万 (14百万)



H27から(仮称)学校包括支援員へ移行

27	47人 (小: 週約2日、中: 週約3日)	4月配置 週6時間	廃止 2	194百万 (34百万)
28	63人 (小: 週約3日、中: 週約4日)	4月配置 週4時間	"	231百万 (37百万)
29	78人 (小: 週約4日、中: 週約5日)	"	"	278百万 (47百万)
30	93人 (小中: 週約5日)	廃止 または 継続 2	"	講師廃止の場合 284百万 (6百万)

- 26人を現行制度、3人を新制度のモデル事業で学校に配置する。
- 非常勤講師制度の廃止、継続については、(仮)学校包括支援員の運用状況を検証しながら、H30以降の実施計画策定時までに判断する。

6 その他

通常学級支援以外の課題については、特別支援教育のあり方検討委員会において、平成26年度中を目途に検討し、必要な施策実施に向けて調整する。

【 参 考 】

1 世田谷区における特別支援教育の取組みの現状

平成19年度より障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育を本格的に開始し、下記の推進体制の中で様々な取組みを推進してきた。

障害のある児童・生徒数の増加や障害種別、設置形態、地域バランス等を踏まえた特別支援学級の計画的な整備。

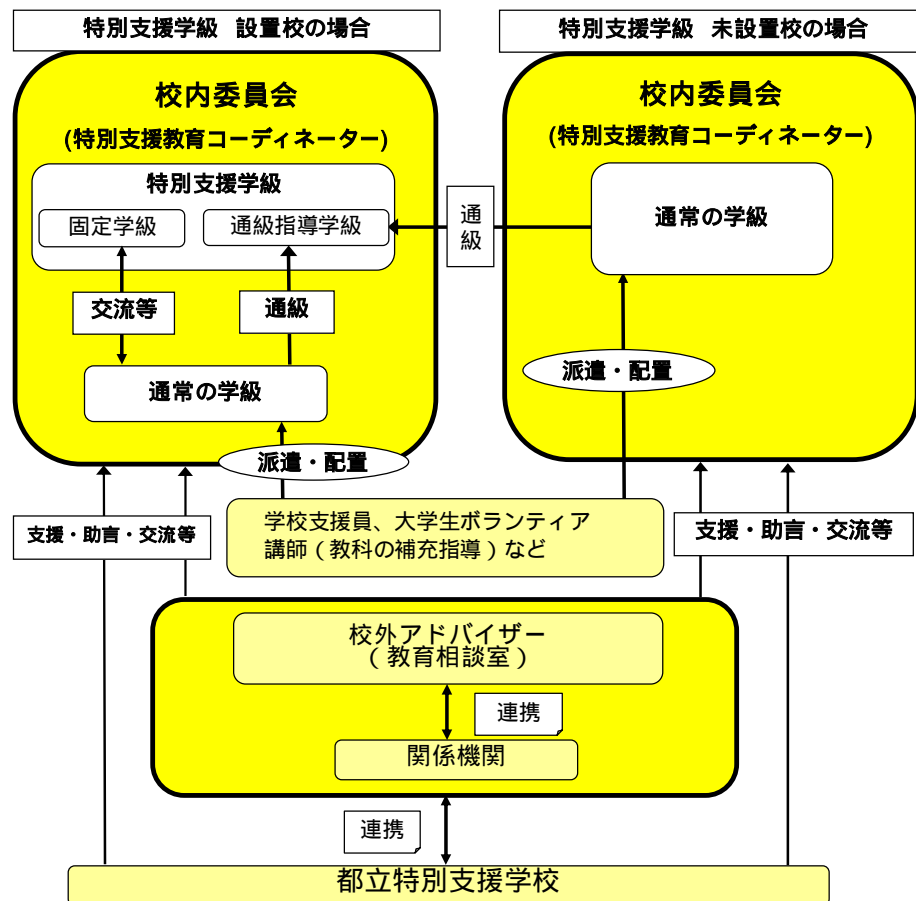
小・中学校等の指導体制や校外から学校を支援する体制の整備。研修実施等による教職員の専門性の向上。

特別支援学級や通常学級への支援員や非常勤講師の配置による支援。

就学相談と教育相談が連携した相談支援体制の確保。

都立特別支援学校や保健・福祉等の関係機関等との連携。

< 特別支援教育の推進体制 >



2 特別支援教育に関する国の動向

- (1) 障害者権利条約 第24条 平成19年政府署名
 「インクルーシブ教育（仮訳：包容する教育制度）とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な『合理的配慮』が提供されること等が必要とされている」
- (2) 障害者基本法第16条（教育） 平成23年8月改正
 「国及び地方公共団体は、障害者が、・・・可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、・・・必要な施策を講じなければならない」
 「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」
 「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」
- (3) 中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告 平成24年7月
 「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」
 「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」
 「『合理的配慮』とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり・・・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」
 「教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）等の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である」
 「特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位

置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である」

- (4) 内閣府障害者政策委員会差別禁止部会 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見 平成24年9月
 「入学、学級編成・・・学校行事への参加に関して、障害又は障害に関連した事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取り扱いは、不均等待遇として禁止されるべき」
 - (5) 内閣府障害者政策委員会 新「障害者基本計画」に関する意見 平成24年12月
 「障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害者と障害のない人が共に学ぶことを原則とするインクルーシブ教育システムを構築すること」
 - (6) 障害者差別解消推進法第7条 平成25年6月公布
 （施行は平成28年4月）
 「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」
- 3 特別支援教育に関する東京都の動向
 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画 平成22年11月
 「通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に『特別支援教室』を設置する構想を進め・・・複数年をかけてモデル事業（小学校対象）を実施し、課題の検証等を行った上で各区の状況に応じ順次導入を図る」